

THINKLET 再販機ソフトウェアライセンス利用規約

本規約は、ユーザー（個人または法人を含む）と Fairy Devices 株式会社（以下、「当社」といいます）との間で、THINKLET 再販機（以下「本製品」といいます）用ファームウェアおよびこれに関わるプログラム、電子ファイル（以下「本ソフトウェア」といいます）を当社がユーザーに提供し、ユーザーが利用するにあたっての条件を規定するものです。

本ソフトウェアは、本製品と一体的に提供されるものであり、本製品を動作させる目的においてのみ使用することができます。本規約は、当社がユーザーに提供した本ソフトウェアおよび本規約第1条第1項の定めに従ってユーザーが作成した本ソフトウェアの複製物に適用されます。

第1条 （使用許諾）

1. ユーザーは、本ソフトウェアをユーザーが所有する本製品にインストールして使用することができます。
2. ユーザーは、本規約に明示的に定められる場合を除き、本ソフトウェアを、再使用許諾、販売、頒布、賃貸、リース、貸与もしくは譲渡し、特定もしくは不特定多数の者によるアクセスが可能なウェブサイトもしくはサーバーなどにアップロードし、または、複製、翻訳、翻案もしくは他のプログラム言語に書き換えてはなりません。ただし、ユーザーが本製品を第三者に譲渡（再販を含みます）する場合に限り、本製品と一体として本ソフトウェアを譲渡することができます。この場合、ユーザーは譲受人に対して本規約の全条項を遵守させる義務を負い、譲受人が本製品を使用した時点で本規約に同意したものとみなします。ユーザーはまた、本ソフトウェアの全部または一部を修正、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、その他リバース・エンジニアリングなどしてはならず、また第三者にこのような行為をさせてはなりません。
3. ユーザーは、本ソフトウェアに含まれる当社の著作権表示を変更、除去、または削除してはなりません。
4. 本規約に明示的に定める場合を除き、当社は、本ソフトウェアに関する当社の知的財産権のいかなる権利もユーザーに付与または許諾するものではありません。

第2条 （権利の帰属）

1. 本ソフトウェアは、著作権法その他の法律により保護され、本ソフトウェアにかかる知的財産権は、全て当社に帰属するものとします。
2. ユーザーは、当社が、本規約に基づきまたはその他の手段により本ソフトウェアにかかる知的財産権をユーザーに譲渡するものではないことを、ここに同意するものとします。

第3条 （輸出規制）

ユーザーは、当該国のすべての適用可能な輸出管理法規や規則に従うものとし、また、かかる法規や規則に違反して本ソフトウェアの全部または一部を、いかなる国へ直接もしくは間接に輸出もしくは再輸出してはなりません。

第4条 （サポートおよびアップデート）

当社は、本ソフトウェアのメンテナンスおよびユーザーによる本ソフトウェアの使用を支援することについて、いかなる責任も負うものではありません。また、本規約に基づき本ソフトウェアに対してアップデート、バグの修正あるいはサポートを行う義務也没有ありません。

第5条 （責任の制限）

1. 本ソフトウェアは、現状有姿で提供されます。当社は、本ソフトウェアに関して、商品性および特定の目的への適合性、セキュリティ等に関して欠陥がないこと、および権利非侵害についての保証を含め、法令上認められない場合を除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行わないものとします。
2. 当社は、本ソフトウェアの使用または使用不能から生じるいかなる損害(逸失利益およびその他の派生的または付随的な損害を含むがこれらに限定されない)についても、当社に故意、重過失または法令上免責が認められない場合を除き、一切責任を負わないものとします。たとえ、当社がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様とします。なお、ユーザーに補償を行う場合、当社の故意または重過失を除き、本製品の対価を上限とします。
3. 当社は、本ソフトウェアの使用に起因または関連してユーザーと第三者との間に生じるいかなる紛争についても、一切責任を負わないものとします。

第6条 （有効期間）

1. 本規約は、ユーザーが本規約第1条第1項に定めるインストールをした日に発効します。
2. ユーザーは、本製品を廃棄することにより、当然に本規約の適用が終了します。
3. ユーザーが本規約のいずれかの条項に違反した場合、当社は、ユーザーとの本規約を直ちに終了することができます。
4. ユーザーは、本条第3項による本規約の終了後直ちに、本製品を破棄もしくは当社に送付するものとします。なお、当社に本製品を送付する場合においても、当社はユーザーに対し、一切の返金を行いません。
5. 本規約のいかなる条項にかかわらず、本規約第2条から第6条の規定は本規約の終了後も効力を有するものとします。

第7条 （分離可能性）

本規約のいかなる条項が無効となった場合でも、本規約のそれ以外の部分は効力を有するものとします。

第8条 （準拠法および合意管轄）

1. 本規約は、日本国の法令に準拠し、これにもとづいて解釈されるものとします。
2. 本ソフトウェアの利用に関連して、万一当社とユーザーとの間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条 （規約の改定・変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により本規約の変更をすることができます。
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更の内容及び効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに、当社本製品ウェブサイトにて周知するものとします。

以上

改訂履歴

2026 年 8 月 25 日 初版